

○座間味村暴力団排除条例

平成23年9月29日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、沖縄県内において暴力団員による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしている現状を踏まえ、暴力排除活動に関し、座間味村（以下「村」という。）及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力排除活動に関する施策等を定めることにより、村民等の安全かつ平穏な生活を維持し、又は確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより村民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (4) 村民等 村民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、地域社会が一体となって推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、村民等、沖縄県、他の市町村及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、及び協力して暴力排除活動に関する施策等を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民は、村が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に取り組むとともに、村が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 村民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を村若しくは警察署又は暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体に提供するよう努めるものとする。

(事務及び事業における措置)

第6条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等に参加させないものとする。

2 前項の規定は、村が行う公共工事等の下請負についても同様とする。

3 村は、前2項の規定にかかわらず、現に公共工事等に参加していることが明らかになった場合は、これを排除する等必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、その行う事業に関する契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に関する契約の相手方、代理又は媒介する者その他の関係者が暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するよう努めるものとする。

5 事業者は、その行う事業に関する契約を書面により締結する場合において、当該事業に関する契約の相手方、代理又は媒介する者その他の関係者が暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明したときは、当該事業の契約を解除する旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

(公の施設における特例)

第7条 村長又は教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の利用について、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者が不当な影響を及ぼすと認めるときは、当該施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、当該施設の許可をせず、又は既にした許可の取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

(利益供与の禁止)

第8条 村民等は、その行う活動又は事業に関し、暴力団の威力を利用することにより暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に対して、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(情報提供)

第9条 村は、村民等が安心して暴力排除活動に取り組むことができるよう、村民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 村は、暴力排除活動に関し、村民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(教育)

第11条 村長及び教育委員会は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な活動を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。